

三木市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定書（案）

三木市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携及び協力し、三木市民（以下「市民」という。）の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、市民サービスの向上と健康的な生活の実現を目指すため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力し、市民の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、もって市民サービスの向上と健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- （1）健康維持・増進に関する事項
- （2）スポーツ振興に関する事項
- （3）食育に関する事項
- （4）防災・減災対策等地域の安全・安心に関する事項
- （5）その他、両者が協議し、必要と認める事項

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

（連携協力の窓口等）

第3条 甲及び乙は、この協定の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までにいずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(変更及び解除)

第6条 甲及び乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除をおこなうものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

三木市長

大塚製薬株式会社 大阪支店長
